

主要テーマ別取扱方針に関する点検結果

新国家戦略では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関し、特記すべき主要な個別テーマについて、第3部第1章で示された 保全の強化、自然再生、持続可能な利用の3つの基本的方向を踏まえつつ、施策の取扱方針を示しています。これらのテーマ毎に示された施策の取扱方針は、この新国家戦略の計画期間中に、実効性のある具体的施策が展開されるよう示されたものです。

これらの各テーマ毎の進捗状況、今後の課題等は以下の通りです。

1. 重要地域の保全と生態的ネットワーク形成

(1) 重要地域の保全

・利尻礼文サロベツ国立公園の拡張、国指定鳥獣保護区の新規指定(3箇所)、保護林の新規設定(約11万ha)、保安林の計画的指定(約15万ha増)など、保護地域の設定を着実に進めています。
 ・平成16年6月、都市緑地保全法を「都市緑地法」に改正し、新たに緑地保全地域制度が導入されました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
自然公園については、国土における生物多様性保全の骨格的な部分、屋台骨としての役割をより積極的に担っていきます。	平成15年4月より改正された自然公園法が施行されています。今回の改正により新たに創設された特別地域における指定動物の捕獲規制、立ち入り規制地区制度、利用調整地区について指定に向けた検討を進めています。 国立公園では、利尻礼文サロベツ国立公園に隣接する湿原地域2,944haを新たに国立公園に編入し、特別保護地区に指定しました。	指定動物、立ち入り規制地区、利用調整地区に係る検討を進め、必要に応じ指定を図っていくことが重要です。
哺乳類や鳥類の保護繁殖上重要なまとまりのある地域について、自然公園との連携も考慮しつつ、国設(国指定)鳥獣保護区の設定を進め、中核的な生息域を確保していきます。	平成15年には、白神山地、和白干潟、名蔵アンパルの国指定鳥獣保護区の設定を行い、中核的な生息域の確保を推進しました。	今後も、新たな国指定鳥獣保護区の設定を行うことが重要です。
関係省庁の多様な制度を活用して、全国規模から地域規模まで様々な段階における重要な生態系や生物の生息・生育地の保護地域化と保護管理の充実を進めることが重要です。	我が国における世界自然遺産の新たな候補地として、「知床」、「小笠原諸島」、「琉球諸島」の3地域が選定されました。このうち、「知床」については、国の関係機関と北海道が協力して管理計画を策定し、平成16年1月にユネスコ世界遺産センターに推薦書を提出しました。 平成16年6月、都市緑地保全法を「都市緑地法」に改正し、新たに緑地保全地域制度が導入されました。 森林の有する公益的機能の確保のため保安林の計画的な指定(全体約920万ha、H14増加約15万ha)とその適切な保全を推進するとともに、国有林における優れた自然環境を有する森林の維持・保全を図るため、平成15年度に新たに15箇所(約3万ha)の保護林を設定しました。	「小笠原諸島」、「琉球諸島」の2地域について、選定にあたって指摘された保護担保措置等の課題について、関係地方公共団体と共に検討を進め条件が整い次第、推薦書の提出を目指します。 「都市緑地法」を活用し、きめ細やかに自然環境の保全を図ることが重要です。 全国森林計画に基づく計画的な保安林の指定の推進及びその適切な保全・管理を推進することが重要です。また、設定した保護林に対して適切な保全対策を実施することが重要です。
地方公共団体による保護地域の指定や保護管理の充実に向けた支援に努めます。	自然環境保全法に基づく都道府県自然環境保全地域が、平成15年度に新たに4地域(約300ha)指定されました。	引き続き地方公共団体による取組の充実に向けた支援に努めることが重要です。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
自然環境保全基礎調査等の成果を活用しながら、生物多様性保全上重要な地域を特定する作業を進めるとともに、それらと現状の保護地域との重複関係等を分析し、保護地域の指定や保護管理の充実に活かしていくことも必要です。	平成11年のラムサール条約第7回締約国会議において、平成17年までに条約湿地を倍増することなどが決議されており、わが国においても新規登録に向けて検討を行っているところです。	平成17年までに我が国のラムサール条約湿地数を22カ所以上に増加させる取組を進める必要があります。
保護地域化に加え、生態系の観点から周辺地域も含め、開発、土地利用における環境配慮の徹底や、自然の再生・修復を図るなど、各種手法によって重要地域の保全を強化することが重要です。	保護林の植生回復や防護柵の設置、案内板の整備等を実施しました。 平成15年12月に「農林水産環境施策の基本方針」を取りまとめ、農林水産省が支援する農林水産業は、環境保全を重視するものへ移行することとしました。 環境の保全・再生・創造を国土交通行政の本来的使命として明確に位置付け、あらゆる局面で環境負荷の低減に努める「国土交通行政のグリーン化」を進めるため、その環境政策を総点検し、「国土交通省環境行動計画」を平成16年6月に策定・公表したところです。	今後も適切な保全対策を実施することが重要です。 各基本方針やマニュアルに基づき、環境配慮の徹底を図ることが重要です。

進捗状況： 実施中、 検討中、×未着手

数値で見る実施状況

指標	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
原生自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3	5地域 (5,631ha)	H16.3	5地域 (5,631ha)	0
自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3	10地域 (21,593ha)	H16.3	10地域 (21,593ha)	0
都道府県自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3	528地域 (73,864ha)	H16.3	534地域 (76,333ha)	6地域 (2,469ha)
国立公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	28公園 (2,056,556ha,5.4%)	H16.3	28公園 (2,061,040ha,5.5%)	(4,484ha,0.1%)
国定公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	55公園 (1,343,255ha,3.6%)	H16.3	55公園 (1,343,882ha,3.6%)	(627ha,0.0%)
都道府県立自然公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	308公園 (1,961,928ha,5.2%)	H16.3	308公園 (1,962,220ha,5.2%)	(292ha,0.0%)
都道府県立自然公園を指定している都道府県数	H14.3	46	H16.3	46	0
国立公園の指定面積のうち、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	58.2% (1,196,075ha)	H16.3	58.1% (1,196,833ha)	0.1% (758ha)
国定公園の指定面積のうち、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	88.1% (1,183,553ha)	H16.3	88.1% (1,184,159ha)	0% (606ha)
国立公園の指定面積のうち、特別保護地区に指定されている割合及び面積	H14.3	13.1% (270,307ha)	H16.3	13.3% (273,853ha)	0.2% (3,546ha)
国定公園の指定面積のうち、特別保護地区に指定されている割合及び面積	H14.3	4.9% (66,487ha)	H16.3	4.9% (66,488ha)	0% (1ha)
国立公園の指定面積のうち、海中公園地区に指定されている地区数及び面積	H14.3	33地区 (1,279ha)	H16.3	33地区 (1,279ha)	0
国定公園の指定面積のうち、海中公園地区に指定されている地区数及び面積	H14.3	31地区 (1,385ha)	H15.3	31地区 (1,385ha)	0
都道府県立自然公園の指定面積のうち、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	35.9% (703,356ha)	H16.3	36.0% (705,495ha)	0.1% (2,139ha)
国有林野のうち保護林が設定された箇所数及び面積	H14.4.1	821箇所 (約55万ha)	H16.4.1	839箇所 (約66万ha)	18箇所 (約11万ha)
森林生態系保護地域の箇所数及び面積	H14.4.1	26箇所 (320千ha)	H16.4.1	27箇所 (401千ha)	1箇所 (81千ha)
森林生物遺伝資源保存林の箇所数及び面積	H14.4.1	12箇所 (36千ha)	H16.4.1	12箇所 (36千ha)	0

指標	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
林木遺伝資源保存林の箇所数及び面積	H14.4.1	329箇所 (9千ha)	H16.4.1	329箇所 (9千ha)	0
植物群落保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	356箇所 (138千ha)	H16.4.1	369箇所 (159千ha)	13箇所 (21千ha)
特定動物生息地保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	32箇所 (16千ha)	H16.4.1	34箇所 (19千ha)	2箇所 (3千ha)
特定地理等保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	34箇所 (30千ha)	H16.4.1	35箇所 (30千ha)	1箇所 (0ha)
保安林の指定面積(実面積)	H14.3.31	9,052千ha	H15.3.31	9,201千ha	149千ha
国設(指定)鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3	54箇所 (494,047ha)	H16.3	59箇所 (513,975ha)	5箇所 (19,928ha)
都道府県設(指定)鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3	3,835箇所 (3,085,278ha)	H16.3	3,878箇所 (3,135,827ha)	43箇所 (50,549ha)
緑の基本計画を策定した地方公共団体数	H14.3末	477市町村	H16.3末	628市町村	151市町村
人口50万人以上の大都市のうち緑の基本計画を策定した地方公共団体の割合	H14.3末	90%	H16.3末	93%	3%
首都圏の近郊緑地保全区域の面積	H14.3末	約15,693ha	H16.3末	約15,693ha	0
近畿圏の近郊緑地保全区域の面積	H14.3末	約81,212ha	H16.3末	約81,212ha	0
全国の緑地保全地区の指定箇所数及び面積	H14.3末	282地区 (約1,411ha)	H16.3末	312地区 (約1,721ha)	30地区 (310ha)
全国の市民緑地の指定箇所数及び面積	H14.3末	105地区 (約77ha)	H16.3末	111地区 (約74ha)	6地区 (-3ha)

(2)生態的ネットワークの形成

・エコロジカルネットワークの効果的な形成を目指し、農林水産省、国土交通省、環境省が連携して調査を開始することを予定しています。
この調査において、エコロジカルネットワーク計画などの作成にあたって必要なマニュアルを整備するとともに、各種事業が連携するための枠組みづくりと手法の検討を行うことにより、一貫した整備の方針の確保や環境整備・保全の質的向上が図られることが期待されます。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>自然環境基盤のポテンシャルを活かしながら、国土の空間特性に応じた生態系の改善、回復を進める中で、地域固有の生物相を支える質の高い生態的ネットワークの形成を進めます。</p> <p>その際、関係各省の取組を総合的に進めることにより、奥山、里地里山、都市の生息・生育空間が、道路、河川、海岸等の縦軸・横軸の水と緑によって有機的に連携された状態を創り出していくことが大切です。</p>	<p>林野庁では、国有林において平成15年度は新たに2箇所の緑の回廊を設定しました。</p> <p>国土交通省では、圏域における緑の骨格軸の形成や都市内の水と緑のネットワーク構築を図る「緑の回廊構想」を推進するため、都市緑地保全法等の一部改正にあわせて、都市公園及び緑地保全事業等の一体的な実施を支援する緑地環境総合支援事業を創設しました。</p> <p>農林水産省と国土交通省とが連携し、河川と農業水路間などの身近な水域における魚類等の生息環境改善のための事業連携方策を調査し、方策の「手引き」を作成しました。</p>	<p>それぞれの省庁における取組や個別の課題について関係省庁の連携が進められているところですが、今後は、関係省庁の総合的な連携を進め、生物の生息・生育空間が有機的に連携された状態を創り出していくことが重要です。</p>
<p>関係省庁、地方公共団体等の多様な主体の連携によるモデル的取組の実施とその検証などを通じて、わが国における生態的ネットワークの計画手法や実施手法の開発を進め、国土、地方圏、都道府県、市町村など様々な空間レベルにおける計画策定や効果的な事業実施に対応できるようにしていきます。</p>	<p>関係省庁等が連携し、地域における各種事業間の連携の枠組みづくりと手法の検討、生態的ネットワーク構想図の作成にあたって必要なマニュアルの作成を目的とした調査を実施することを予定しています。</p>	<p>調査の結果を活用し、関係省庁や地方公共団体等の多様な主体の連携体制を具体的に整備するため、検討を進めることが重要です。</p>

数値で見る実施状況

指標	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
全国の緑の回廊の箇所数及び面積	H14.4.1	13箇所 (約28万1千ha)	H16.4.1	19箇所 (約39万ha)	6箇所 (約10.9万ha)

2. 里地里山の保全と持続可能な利用

・文化財保護法の一部が改正され、人と自然との関わりの中で作り出された文化的景観の保護を図る手法が盛り込まれ、文化財の観点から里地里山の保全を支援することも可能となりました。
 ・里地里山保全・再生モデル事業(環境省)、田園自然環境保全整備事業(農林水産省)、緑地環境総合支援事業(国土交通省)が平成16年度から実施されることとなっています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
国立・国定公園において、管理が行き届かなくなった里地里山を対象に、国、地元自治体、NPO等と土地所有者とが管理協定を結ぶとともに特別土地保有税の免除などの経済的な奨励措置を講じるなどの施策を具体的に実施しつつ、問題点を整理分析するなどして、里地里山問題に取り組みます。	現在、国立公園及び国定公園ともに各1団体が自然公園法に基づく公園管理団体に指定されており、阿蘇くじゅう国立公園では同団体が土地所有者と風景地保護協定を結び草原管理を行っています。	自然公園法に公園管理団体制度が盛り込まれてから1年で2団体が指定されており、今後も本制度の適用を推進することが重要です。
農村地域においては、農家を含む地域住民の意見を十分聞いた上で、農村地域の環境保全に関するマスタープランを策定し、ため池の保全、生態系に配慮した水路の整備、水辺や樹林地の創出等、農業農村整備事業等により多様な野生生物が生息できる環境との調和への配慮に努めます。	平成16年1月現在、2,436市町村で「田園環境整備マスタープラン」が策定されています。同マスタープランで定められている環境創造区域内において、環境創造施設を774地域で整備しました。 また、平成16年度から田園自然環境保全整備事業により、生態系の保全と調和した、農地や土地改良施設の環境創造型整備等を実施します。	地域住民の参加により、地域が一体となった事業実施や施設の維持管理等の取組を更に進めることが必要です。
里山林では、持続的に利用・整備されるよう、市民の参画を得た森林整備等に対する助成を行うほか、森林の維持管理の育て親を都市住民等から募集し、森林所有者と都市住民等が連携・協力して保全・利用する体制を推進します。	里山林の新たな保全・利用推進事業により、市民の参画を得た森林整備等に対する助成(平成15年度:46地域)を実施しました。 また、平成16年度から森林整備事業、治山事業等による総合的な里山林の再生・整備等を推進します。	里山林を保全・利用する体制を継続的に推進することが重要です。
	NPO等と森林所有者とが結ぶ施業の実施に関する協定について市町村長が認可する制度を創設し、この認可を受けたNPO等を森林整備事業の実施主体として追加するとともに、経験豊かなボランティア団体や上下流の住民等多様な主体の参加による里山林、水源林等の整備を推進しました。	多様な主体の参加による森林の整備を推進することが重要です。
農林水産省と環境省が連携・協力して「田んぼの生きもの調査」の実施を引き続き推進します。	田んぼの生きもの調査を全国2,353地点で実施しました。	調査によって確認された生物の生息環境について今後分析を進め、環境に配慮した農業農村整備事業のあり方を検討することが必要です。
文化庁は農林水産省の協力を得つつ、農林水産業に関連する文化的景観の指定や保護のあり方について検討を進めます。	平成15年6月12日に「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」報告がまとめられ、農林水産業に関連する文化的景観の定義や保護のあり方等について提言がされました。文化財保護法の一部を改正し、農林水産業に関連する文化的景観を含む文化的景観を文化財として位置付け、その保護を図ることを盛り込みました。	文化的景観を保護するための施策を進めるとともに、文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定を検討することが重要です。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
都市近郊の里地里山においては、自然再生事業を、関係省庁や関係自治体が連携・協力し、市民参加も得ながら積極的に実施します。	埼玉県のかぬぎ山や、大阪府の神於山において、関係省庁や関係自治体、地域住民等が連携・協力し、自然再生の取組を始めたところです。	自然再生推進法の手法を活用するなど、それぞれの地域において、多様な主体が取り組む順応的な自然再生事業を実施することが重要です。
都市地域の里地里山については、緑地保全地区等の指定拡大や公有地化を推進するとともに、市民緑地制度や管理協定制度を活用し、地方公共団体やNPO法人等の多様な主体による良好な維持管理を推進します。	平成15年度は、三保地区(横浜市)など、16箇所を緑地保全地区に指定しました。また、都市緑地保全法に基づく管理協定制度により、3団体が里山等都市の貴重な緑地において維持管理活動を行っています。 また、都市公園及び緑地保全事業等の一体的な実施を支援する緑地環境総合支援事業を創設しました。	改正された「都市緑地法」の制度活用を促進し、地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要がある地域の保全を推進することが重要です。
環境省では、市民参加のモデル事業を実施し、あらゆる主体が一体となって里地里山の保全・利用に取り組むための実践的手法や体制、普及啓発・環境学習活動等のあり方について、具体的な検討を進めます。	環境省では、平成16年度から、これまでの里地里山の調査結果を基にモデル地域(全国4箇所)を選定し、地元自治体、住民、NPO、専門家、関係行政機関等と連携して里地里山保全・再生モデル事業を実施しています。	全国各地の様々な主体による里地里山の保全活動をさらに促進するためモデル地域における手法や体制の検討を進めることが重要です。

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
エコファーマーの数	H14.3	9,226名	H16.3末	47,766名	38,540名
「田園環境整備マスタープラン」策定市町村数	H14.3	1,191市町村	H16.1	2,436市町村 全国市町村数 3,190 (H15.4現在)	1,245市町村
田園自然環境保全・再生支援事業の実施地区数	H14.3	0地区	H16.3	33地区	33地区
市民農園区画数	H14.3	144,312区画	H15.10	150,555区画	6,243区画
「田んぼの生きもの調査」調査箇所数	H14.3	1,098の農業水路、ため池等	H16.3	2,353の農業水路、ため池等	1,255の農業水路、ため池等
「農業農村環境情報整備調査」による調査対象47地区内のサイト数	H14.3	0地点	H16.3	142地点	142地点
緑の基本計画を策定した地方公共団体数【再掲】	H14.3末	477市町村	H16.3末	628市町村	151市町村
人口50万人以上の大都市のうち緑の基本計画を策定した地方公共団体の割合【再掲】	H14.3末	90%	H16.3末	93%	3%
首都圏の近郊緑地保全区域の面積【再掲】	H14.3末	約15,693ha	H16.3末	約15,693ha	0
近畿圏の近郊緑地保全区域の面積【再掲】	H14.3末	約81,212ha	H16.3末	約81,212ha	0
全国の緑地保全地区の指定箇所数及び面積【再掲】	H14.3末	282地区 (約1,411ha)	H16.3末	312地区 (約1,721ha)	30地区 (310ha)
全国の市民緑地の指定箇所数及び面積【再掲】	H14.3末	105地区 (約77ha)	H16.3末	111地区 (約74ha)	6地区 -3ha

3. 湿原・干潟等湿地の保全

・平成15年には、鳥獣の保護上重要な湿地として和白干潟、名蔵アンパルを国指定鳥獣保護区に指定しました。
 ・平成16年7月に、沖縄において、日本サンゴ礁学会等と協力して第10回国際サンゴ礁シンポジウムを開催し、サンゴ礁の保全と再生に向けた「沖縄宣言」を採択しました。また、サンゴ礁保全と持続可能な利用に関する包括的な国際的枠組である国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の総会が開催され、平成17年7月から2年間のICRI事務局を、日本とパラオが共同で引き受けることが決定されました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
保護地域化が必要な湿地については保全のための情報を更に収集し、地域の理解を得て鳥獣保護区や自然公園、自然環境保全地域、天然記念物等による保護地域指定や都市公園の設置等による保全を進めます。	平成15年には、鳥獣の保護上重要な湿地として和白干潟、名蔵アンパルの2つの国指定鳥獣保護区の指定を行い、保全を進めました。 国立公園では、利尻礼文サロベツ国立公園に隣接する湿原地域2,944haを新たに国立公園に編入し、特別保護地区等に指定しました。(再掲) 天然記念物については、平成15年度中に1件の追加指定を行ないました。	今後も保全が必要な地域について、情報収集等を行い、国指定鳥獣保護区や天然記念物などの新たな指定等による保全を進めることが重要です。
既に保護地域内に位置する湿地については、必要に応じ、より効果の高い保護対策をとるなど、保全の強化を図ります。	国指定藤前干潟鳥獣保護区において、湿地の理解を深めるために環境教育・学習施設の整備を進めました(平成16年度継続)。また、国指定谷津干潟鳥獣保護区において、異常繁殖したアオサの除去を実施するなど、保護区内の環境の維持管理を図りました。 天然記念物については、今後の指定地の保護対策のために、現況把握、環境整備等について4件、公有地化について3件、補助事業として支援を行いました。	鳥獣保護区に関して、今後も、鳥獣の保護上重要な湿地を中心に、湿地の理解を深めるための環境教育、情報提供のための施設整備や環境の維持・再生のための事業を実施する必要があります。 天然記念物に関して、既指定地の保護を図るため、管理計画策定、環境整備等について、地方公共団体への支援を進める必要があります。
ため池や水路など、人為により維持されてきた湿地は規制的手法だけでなく、経済的な奨励措置や事業配慮など、多様な手法を組み合わせ、地域の合意の下に維持されることが重要であり、そのための検討を行います。	農林水産環境政策の基本方針のなかで「環境保全を重視する農林水産業のための指針の策定」、「補助事業、制度資金における環境保全の重視」を基本方針に位置付けました。 また、平成16年度から田園自然環境保全整備事業が始まります。	環境配慮に関する更なる技術や情報の蓄積や技術者の育成、地域住民の参加を行う新たな体制の確立等に努めることが必要です。
国境を越えた長距離の移動・回遊を行いつつ湿地を利用する水鳥類やウミガメ類のために、わが国に残されている浅海域の湿地を減少・劣化させないよう保全するとともに、失われた湿地の再生・修復に努めます。	渡り鳥の中継地等として重要な湿地である和白干潟、名蔵アンパルについて国指定鳥獣保護区に指定しました。また、既に指定されている国指定鳥獣保護区においてアオサの除去作業などの環境維持、管理の事業を行いました。(再掲) また、ウミガメの産卵地となる海浜については、自然公園法に基づく乗り入れ規制地域等に指定し、産卵地の保全を図っています。	渡り鳥の保護上重要な湿地として今後も、新たな国指定鳥獣保護区等保護地区の指定を進めることが重要です。また、今後も、鳥獣保護区等の保護管理として、環境の維持・再生のための事業を実施する必要があります。
日本、オーストラリア及び国際湿地保全連合により策定されたアジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略に基づき、渡来湿地ネットワーク活動を支援し、国際的取組の推進を図ります。	重要生息地ネットワーク(アジア太平洋地域参加地延べ8箇所)の活動支援を行い、シギ・チドリ類重要生息地ネットワークへ大阪南港野鳥園が参加しました。	アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の推進支援を行い、重要生息地ネットワークの拡大を図る必要があります。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
ウミガメ類については、生態解明の調査を実施するなど、保全のための基礎的資料の充実が必要です。	採餌や回遊等の生態が明らかでないウミガメ類について、人工衛星による行動追跡調査を実施しました。 また、重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)においてウミガメ類の調査を実施するための検討を行いました。	ウミガメ類の保全のため、より一層の知見の充実に図り、広域的・国際的な視点から生息地の保全策を講じることが必要です。今後、モニタリングサイト1000において、ウミガメ類の調査を実施します。
生物多様性保全上重要な干潟及び藻場において生物相を把握するための調査を開始し、モニタリングを実施します。	全国の干潟及び藻場の調査を、自然環境保全基礎調査の「浅海域生態系調査」として実施しています。	環境省が選定した重要湿地500のうち干潟145箇所、藻場129箇所を対象に全国調査を引き続き実施します。
関係省庁の連携の強化などにより、各地域の沿岸域の生物相に関する情報の充実に取り組みます。	有明海・八代海における海域環境調査、東京湾における水質等のモニタリング、海洋短波レーダーを活用した生物調査、水産資源に関する調査及び研究や海域環境情報提供システムの運用などを行っています。また、地球環境研究総合推進費において、「サンゴ礁生物多様性保全地域の選定に関する研究」(平成15-17年度)を実施しています。	関係省庁の連携等沿岸域の生物相に関する情報の充実に取り組むことが重要です。
岩礁や砂浜などの生態系についても、情報の収集整備を進め、保全のための基礎的データを蓄積する必要があります。	砂浜を中心とする海浜部の生物の生息・生育状況の実態を把握し、あわせて生物の生息・生育基盤環境に関する情報を取得するための「海辺の生物国勢調査」を平成15年度より実施しています。	今後は、「海辺の生物国勢調査」の簡便な手法を開発し、より円滑な調査の推進を検討していきます。

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
ラムサール条約登録湿地	H14.3	11箇所 (83,725ha)	H16.3	13箇所 (84,089ha)	2箇所 (364ha)
国設(指定)鳥獣保護区指定箇所数及び面積【再掲】	H14.3	54箇所 (494,047ha)	H16.3	59箇所 (513,975ha)	5箇所 (19,928ha)
都道府県設(指定)鳥獣保護区指定箇所数及び面積【再掲】	H14.3	3,835箇所 (3,085,278ha)	H16.3	3,882箇所 (3,118,389ha)	47箇所 (33,111ha)

4. 自然の再生・修復

- ・平成15年度は自然再生推進法の本格運用が開始され、国や地方公共団体、民間団体等多様な主体が呼びかけ者となり、同法に基づくものとして全国7箇所(平成16年7月現在)で自然再生協議会が立ち上がりました。
- ・関係行政機関においては、河川、湿原、干潟、藻場、里地、里山、森林等117箇所(平成16年3月現在)で自然再生のための調査や事業を実施しています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
自然再生事業では、土木工学その他の応用工学的な技術や理論を基礎とし、事前の調査及び事業着手後のモニタリングにより、柔軟で慎重な取組を行う。 また、事業の実施に当たっては、間伐材や粗朶などの地域の自然資源や伝統的な手法の活用、労働集約的な作業など、きめ細かい丁寧な手法で進める必要があります。	国が行っている自然再生事業においては、事前調査の実施、事業着手後のモニタリング計画の作成等を行っています。	自然再生事業の取組が始まってから2年が過ぎたところであり、各地の取組も始まったばかりと言えますが、柔軟かつ丁寧な事業を実施していくことが重要です。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
地域特性に応じて経験と実績を積み重ね、自然再生に関する知見を集約し、技術的向上を図るとともに、その普及を進めます。	関係行政機関では、補助事業も含め、河川、湿原、干潟、藻場、里地、里山、森林等あわせて117箇所(平成16年3月現在)で自然再生のための調査や事業を実施しています。自然再生事業においては、地域の特性を踏まえ、各種調査を実施し、知見の蓄積に努めています。 産官学それぞれあるいは連携して技術の向上、知見の集約に向けた取り組みが活発化しています。	今後も、自然の再生・修復について積極的取組を推進するとともに、蓄積した知見や収集した事例について広く公表し、自然再生について普及を推進することが重要です。
自然再生を効果的・効率的に推進するための関係各省の連携体制の一層の強化が必要です。そのため法制度の検討も重要な検討課題です。	10月には法に基づき、関係行政機関の自然再生推進会議と、自然環境に関して専門的知識を有する者の自然再生専門家会議を開催しました。また、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るために関係省庁の窓口ネットワークを設置する等、連絡調整を実施しています。	引き続き、関係各省間の円滑な連絡調整を実施していくことが重要です。
多様な主体の参画のためのさまざまな仕組みの活用が重要です。	平成15年度は、自然再生推進法に基づくものとして自然再生協議会が全国で4箇所立ち上がり、その立ち上げにあたっては、委員の公募等多様な主体の参加の機会が示されました。	今後も、自然再生推進法の仕組み等多様な主体の参画のためのさまざまな仕組みの活用を推進します。
	NPO等と森林所有者とが結ぶ施業の実施に関する協定について市町村長が認可する制度を創設し、この認可を受けたNPO等を森林整備事業の実施主体として追加するとともに、経験豊かなボランティア団体や上下流の住民等多様な主体の参加による里山林、水源林等の整備を推進しました。(再掲)	多様な主体の参加による森林の整備を推進することが重要です。
生態系の現況、過去の自然の状況、地域の産業動向といった科学的及び社会的な情報を地域の関係者が共有した上で、社会的な合意を図りながら目標設定を行うことが重要です。	地域の多様な主体が参加している自然再生協議会において議論を重ね、目標設定への合意形成を図ろうとしています。	地域の特性に応じた情報提供のあり方、合意形成の進め方について検討を行うことが重要です。

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置件数	H14.3	0件	H16.3 (H16.7)	4件 (7件)	4件 (7件)
国が自然再生の調査を実施中の箇所(補助を含む)	H14.3	0箇所	H16.3	47箇所	47箇所
国が自然再生の事業を実施中の箇所(補助を含む)	H14.3	箇所 集計中	H16.3	70箇所	箇所

5. 野生生物の保護

(1) 種の絶滅の回避、猛禽類保護への対応、海棲動物の保護と管理

・平成15年に希少種の譲渡規制を適切に行えるよう種の保存法の一部改正を行いました。また、新たに生息地等保護区の指定を行うとともに、保護増殖事業計画策定に向けた調整、保護増殖事業の実施、種の保存に関する調査研究等を行っています。
 ・トキの繁殖個体の再導入のため、順化施設の整備を行っています。
 ・平成16年7月には、種の保存法に基づく「国内希少野生動植物種」に、アマミノクロウサギなど11種を追加指定しました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
国内希少野生動植物種の政令掲載作業の一層の推進を図り、生息地等保護区の指定、繁殖個体の自然下への再導入を含めた総合的な保護増殖事業の実施などにより、絶滅要因を解消するための取組を推進します。	平成16年7月には、種の保存法に基づく「国内希少野生動植物種」に、アマミノクロウサギなど11種を追加指定しました。 また、適切な譲渡規制が行えるよう、登録・認定関係事務を行う機関に関して種の保存法の一部改正を行いました。平成14年度に国内希少野生動植物種に指定したインガキニイニイについて、生息地保護区を指定しました。トキについて、平成15年10月に日中共同トキ保護計画が決定しました。また、トキの繁殖個体の再導入のため、順化施設の整備を行っています。	今後も希少野生動植物種及び生息地保護区の指定、トキなど繁殖個体の再導入などを含め保護増殖事業の推進を図る必要があります。
湿地のように全国的に減少が著しい生息地のタイプに該当する生態系について、保護区の指定を促進するとともに、保全、再生、修復を早い段階で進めるなど、生息環境に着目して種の絶滅のおそれを未然に回避する予防的な措置を講じていきます。	平成15年度より自然環境の劣化を早期に把握することを目的として、継続的な調査を実施する重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)として開始しました。	生息環境に着目して種の絶滅のおそれを未然に回避するためには、生態系の継続的なモニタリングを進めることが重要です。
野生生物の生息、生育地を保全する観点から、重要生息・生育地の選定、保護地域制度の活用や環境アセスメントを通じた環境配慮の徹底、自然の再生・修復など、関係省庁との調整・連携を通じた総合的な対策の実施、様々な手法を組み合わせた対応を行うほか、より効果的な保全のための手法の検討を進めます。	自然環境に関する調査や、自然再生推進法に基づく相談体制の整備(相談窓口ネットワークの形成)などで、関係省庁間の連携を進めています。 また、関係省庁との調整・連携を通じた総合的な施策の実施等を目指し、エコロジカルネットワークに関する調査の実施を予定しているところです。(再掲)	エコロジカルネットワークに関する調査の結果を活用し、関係省庁や地方公共団体等の連携による事業等効果的な保全のための手法の検討を進めることが重要です。
イヌワシ、クマタカ、オオタカについて生態、生息実態等についてのデータを充実させ、生息域での土地利用に際してのきめ細かな対応指針の作成、里地里山と一体となった生息環境や地域個体群の保全の考え方の検討、良好な採餌空間の確保を目的とした森林の管理など総合的な保護対策の検討を進めます。	環境省では、希少猛禽類の総合的な保護指針の策定に向けて作業を行い、クマタカについては繁殖率等のモニタリング、イヌワシについては、国有林と連携した採餌環境改善のための森林施業の実施とモニタリングに着手し、オオタカについては、過去の事例収集のためのアンケートを実施しました。 猛禽類の採餌空間の確保を図るため、国有林において人工林を帯状に伐採するなど試験的な取組を実施しました。	今後も、希少猛禽類の繁殖状況のモニタリング等を実施し、保護管理のための基礎的な知見を集積する必要があります。また、国有林等と連携し生息環境の改善のモデル的实施を通じ、希少猛禽類の繁殖率の向上等を図る必要があります。 継続的な調査による検証が重要です。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
上記以外の猛禽類のうち個体数の減少が懸念される種については、生息状況の調査を行い、専門家の意見も踏まえながら絶滅のおそれの有無を評価するとともに保護対策の検討を進めます。	上記以外の猛禽類のうち、サシバとハチクマに関しては、人工衛星を利用した移動追跡により、渡り経路や春秋の渡り経路の違い等を明らかにしました。	サシバ、ハチクマに関しては引き続き情報解析を進め、必要に応じて保全策の検討を進める必要があります。 その他の猛禽類についても、生息状況、保護管理に関する情報を収集する必要があります。
海棲哺乳類や海鳥、ウミガメ類に関しては、生息状況に関するデータを収集・分析することを通じて、生物多様性保全の観点から、個体群レベルも含めた適正な保護のための取組を進め、持続可能な利用を図っていくことが重要です。	海棲哺乳類のうち、アザラシについては、生息状況等に関する調査を実施し、保護管理のための措置のあり方について検討を行いました。また、ジュゴンについては、生息情報の収集等を行いました。 採餌や回遊等の生態が明らかでないウミガメ類について、人工衛星による行動追跡調査を実施しました。重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)においてウミガメ類の調査を実施するための検討を行いました。(再掲)	ジュゴン、アザラシについては、引き続き情報分析、措置の検討を進め、今後、保護管理施策を展開する必要があります。その他の海棲哺乳類についても、生息状況、保護管理に関する情報を収集する必要があります。 モニタリングサイト1000において、ウミガメ類の調査を実施します。
さらに、回遊性の高い海棲動物の保護には、国際的協力が必要不可欠であることから、関係国との情報交換や国際条約等の国際的枠組みの活用を推進します。	鯨の資源量について科学的知見の蓄積を図るとともに、国際捕鯨委員会(IWC)において、捕鯨に関し、科学的情報に基づく持続的な利用の考えが理解されるよう努めているところです。	各種調査の充実により科学的知見を更に蓄積し、海洋生物資源の持続的利用に対する国際的理解の醸成に努めることが重要です。

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
国内希少野生動物種	H14.3	57種(動物49種、植物8種)	H16.3	62種(動物51種、植物11種)	0
国内希少野生動物生息地等保護区面積	H14.3	7地区 (863ha)	H16.3	8地区 (872ha)	1地区 9ha
保護増殖事業計画	H14.3	21種	H16.3	21種	0
水産生物のうち希少種として採捕、所持、販売の制限・禁止を行った種数	H14.3	6種	H16.3	6種	0
保護水面の設定数	H14.3	120箇所	H16.3	120箇所	0
保護増殖事業を実施している希少種の数	H14.3	3種	H16.3	4種	1種

(2) 野生鳥獣の科学的・計画的な個体群管理システムの確立

鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律を平成15年4月に施行するとともに、シカやクマなどの個体数の管理や生息環境の整備等を定める特定鳥獣保護管理計画の推進、和臼干潟など国指定鳥獣保護区の新規指定等を行いました。野生鳥獣保護管理検討会において、鳥獣保護及び狩猟の適正化のあり方について基本的な論点とそれへの対応の方向性を整理するため議論を行いました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
地域的に著しく増加又は減少している特定の野生鳥獣の個体群については、目標とする個体数や生息密度等をできる限り科学的に設定し、捕獲等による個体数調整、被害防除施設の設置や生息環境の整備等の保護管理を総合的かつ計画的に展開することにより、農林水産業等への被害と地域個体群の絶滅という2つの相反するリスクを、可能な限り最小化させていきます。	特定鳥獣保護管理計画制度の推進のため、都道府県の計画策定に対し補助を引き続き行うとともに、特定鳥獣保護管理計画の行政担当者等を対象に技術研修を行いました。 また、野生鳥獣保護管理検討会において、農林水産業被害の軽減等鳥獣保護と狩猟に関する主な課題について議論を行いました。	今後とも、特定鳥獣保護管理計画制度を推進するために、都道府県への支援等を行う必要があります。また、特定鳥獣保護管理計画制度の評価を行い、その結果も踏まえて、今後の鳥獣保護管理のあり方を検討し、措置を講ずる必要があります。さらに、イノシシの住処となりやすい耕作放棄地を整備するなど、鳥獣害に強い地域づくりを進める必要があります。考え方等の検討を行う必要があります。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
野生鳥獣の生息状況等について推定や評価を行う場合には、常に非正常性や不確実性を避けることができないことから、幅広い情報共有と合意形成に努めます。	特定鳥獣保護管理計画は都道府県が多様な関係主体の合意形成を図りながら保護管理を推進するため、検討会を設置し計画を作成することとしています。また、国、地方公共団体等で鳥獣の捕獲情報等を共有するため、野生鳥獣情報システム(WIS)を運用しており、ホームページ上で情報公開を行っています。	今後とも、特定鳥獣保護管理計画制度を推進するために、都道府県への支援等を行う必要があります。また、情報共有を進めるためにWIS等を活用した情報の整備と共有を今後とも進める必要があります。
野生鳥獣の科学的、計画的な保護管理に関する情報の収集、整備や調査研究を積極的に進めます。	近年著しい水産業被害を生じているカワウの保護管理について、マニュアルの策定をおこないました。 また、鳥インフルエンザの感染経路究明等のために渡り鳥等の生息状況調査等を実施しました。 地球環境研究総合推進費においては、「高度情報・通信技術を用いた渡り鳥の移動経路と生息環境の解析及び評価に関する研究」(平成13-15年度)を実施しました。	引き続き、保護管理に必要な情報の整備、調査研究を進めます。また、鳥インフルエンザなどの感染症について、知見の集積を図る必要があります。
特定鳥獣保護管理計画制度に基づく各地域での取組から得られる知見を共有して検討を深め、科学的、計画的な個体群管理システムを確立します。	野生鳥獣保護管理検討会において、特定鳥獣保護管理計画制度の実施状況を踏まえ、個体群管理に必要な科学的情報の収集方法等、科学的・計画的な保護管理について議論を行いました。	今後とも、個体群管理システムのひとつである特定鳥獣保護管理計画制度を推進するために、都道府県への支援等を行う必要があります。

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
国設(指定)鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3	54箇所 (494,047ha)	H16.3	59箇所 (513,975ha)	5箇所 (19,928ha)
都道府県設(指定)鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3	3,835箇所 (3,085,278ha)	H16.3	3,878箇所 (3,135,827ha)	43箇所 (50,549ha)
狩猟鳥獣種数	H14.3	47種(鳥類29種、獣類18種)	H16.3	48種(鳥類28種、獣類20種)	0

(3) 移入種(外来種)問題への対応

- ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下、外来生物法という。)」が平成16年6月に成立しました。この法律により、生態系等への被害を及ぼすおそれのある外来生物等の飼養や輸入などを規制することが可能です。
- ・外来生物についての科学的知見の情報収集と整理のための調査事業を行ったほか、奄美や沖縄のマンガースなど、緊急性の高い地域における外来生物の駆除を行いました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
国内や地域内で既に定着して影響を生じている生物種、定着していないが定着した場合には影響が懸念される注意を要する生物種のリストを、定着状況の把握等の調査を含め作成します。	現に生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物についてリストアップし、生態系等に係る被害の科学的知見の情報収集と整理のための調査事業を行いました。 また、地球環境研究総合推進費において、「侵入生物による生物多様性影響機構に関する研究」(平成13-15年度)を実施し、「侵入種生態リスクの評価手法と対策に関する研究」(平成16-18年度)を実施しています。	引き続き、生態系等への被害が懸念される外来生物をリストアップし、被害や定着状況等に係る科学的知見の充実を図ることが必要です。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>ペットを始め、国内での移入種(外来種)の利用に先立って生物多様性への影響を評価し、影響の懸念される生物の利用の制限を行うことにより、影響が懸念される生物の輸入の抑制を図ります。また、国外からの生物の輸入の実態を明らかにするとともに、生物多様性に影響を生じさせる国外からの移入種(外来種)の水際の管理について検討します。</p> <p>飼育動物の管理を徹底することにより、わが国での移入種(外来種)問題のうち大きな要因となっているペット由来の動物による影響への対策を図ります。</p>	<p>生態系等への被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある生物を特定外来生物として指定し、飼養や輸入などを規制する外来生物法が平成16年6月に成立しました。同法では、被害を及ぼすおそれがある疑いのある生物も未判定外来生物として指定し輸入を制限するほか、特定外来生物や未判定外来生物と見分けのつかない生物の輸入に際し生物の種類を証する証明書の添付を義務付けているところです。</p> <p>また、飼育動物の管理徹底等を図るために、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」を改正したほか、動物の愛護管理のあり方検討会を開催し、今後の対策のあり方について検討を行っているところです。</p>	<p>外来生物のデータベースの構築、被害判定手法の確立を含め、法律の実施体制を整備することが必要です。</p> <p>また、動物の愛護管理のあり方検討会の結果を踏まえて、適正飼養の徹底に向けた所要の施策を講じる必要があります。</p>
<p>貨物に付着しての移動など、意図せず導入される生物の侵入経路の特定と侵入の予防</p>	<p>地球環境研究総合推進費において、「大型船舶のバラスト水・船体付着により越境移動する海洋生物がもたらす生態系攪乱の動態把握とリスク管理に関する研究」を平成16-18年度に実施することとしています。</p>	<p>非意図的導入の外来生物に関し、対象を絞り、空港や大きな港湾周辺を中心に実態調査が必要です。</p>
<p>注意を要する種の移入、定着に関するモニタリングと早期対応の実施</p>	<p>西表島におけるオオヒキガエルの生息状況や移入経路を調査し、早期発見・早期対応のためのモニタリングを実施するとともに、体制の検討を行いました。</p>	<p>モニタリングの継続と港湾における侵入チェック及び防止体制の確立、石垣島における個体数低減化に向けた対策事業が必要です。</p>
<p>環境省では、奄美大島におけるマングースの駆除事業を実施しており、今後とも緊急性の高い地域における移入種(外来種)の排除を行っていきます。</p>	<p>奄美大島において平成12年度より駆除事業を実施し、平成15年度末までに約12,000頭のマングースを捕獲しました。この事業により事業開始当初(平成11年時点)5,000～10,000頭と推定されたマングースの生息個体数は平成14年度末には1/4の1,500～2,500頭まで減少しました。沖縄島北部やんばる地域では平成12年度より環境省と沖縄県により駆除事業を実施し、平成15年度末までに合計約4,800頭のマングースを捕獲しました。</p>	<p>さらなる個体数低減化と分布の分断化、島からの完全排除に向けて、より効果的な捕獲技術の確立、捕獲努力量の増加、完全排除に向けた計画の再検討を行います。沖縄島北部やんばる地域では南部地域からのマングースの北上阻止対策の検討、より効果的な捕獲技術確立、南部地域におけるマングース個体数低減化を図ります。防除の実施に係る県や市町村の推進協力体制の確立が重要です。</p>
<p>農林水産省では、ブラックバス等外来魚について、密放流防止の啓発、地域における生息状況等の調査、駆除、生態系の復元等の事業に対する支援及びブラックバス・ブルーギルの生態的特性の解明と効果的な繁殖抑制技術の研究開発を行っており、今後ともこれら外来魚の生息域の拡大の防止及び生息数の減少を図ることを基本として、これら事業等を推進することとしています。</p>	<p>ブラックバス等外来魚の生息域の拡大の防止及び生息数の減少を図るため、46都道府県が「内水面漁業調整規則」で移植禁止を措置、36道府県で行った駆除、生息状況調査及び密放流防止に係る啓発活動等に対し支援、ブラックバス、ブルーギルの生態的特性の解明と効果的な繁殖抑制技術の研究開発を実施しました。</p> <p>また、ブラックバス、ブルーギル以外の外来魚が在来魚に与える影響調査等を実施しました。</p>	<p>ブラックバス等の外来魚対策として、これまでの取り組みを引き続き実施するとともに、その効果を高める措置を検討し、地域の実態に応じた外来魚の生息域・量の抑制を推進する必要があります。</p>
<p>国土交通省では「河川における外来種対策に向けて(案)」をとりまとめ、これに基づいた河川管理を図ります。</p>	<p>「河川における外来種対策に向けて(案)」を踏まえ、市町村、地域住民等が共同で、繁殖が激しいアレチウリの駆除を行うなどの取組が継続的に実施されています。</p>	<p>繁殖力の強い外来種は、一端侵入し、分布を広げると、その悪影響を減少させることは難しく、侵入の未然防止が重要であるほか、数年間の継続的な対策の実施が重要で</p>

施策の目標	進捗状況	今後の課題
移入種(外来種)への対応に関しては、幅広い行政機関、事業者が関係することから、施策を総合的に推進するために有効な関係機関の連携体制の確保を図ります。	外来生物法の施行に向け、関係省庁間で連携を強化することとしており、その具体的方法について検討しています。	関係省庁が連携して、外来生物の防除の実施や国民に対する普及啓発を進めるとともに、外来生物に関するデータベースを構築し、情報共有体制の強化を進めることが必要です。

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
外来魚移植禁止を行った都道府県数	H14.3	46都道府県	H16.3	46都道府県	0

6. 自然環境データの整備

(1) 生態学、分類学を中心とした基礎的研究や、関連する応用的研究の推進

内閣府の総合科学技術会議において、生物・生態系研究開発調査検討ワーキンググループが立ち上がり、生物・生態系研究開発調査の現状と今後実施していくべき調査等の課題について報告が取りまとめられているところです。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>わが国の生物多様性の基本的構成要素である野生生物種について、既知種に関する知見の集積や、多数の未記載種の解明を進めるための分類学的研究の充実を図る必要があります。</p> <p>生物多様性保全の基礎となる各種生態系の構造及び動態を把握するための生態学的研究の充実を図る必要があります。</p> <p>炭素固定、水源涵養、水質浄化、防災、保健休養など、生態系がもたらす多様なサービス(機能)の定量的評価や変化機構解明等に関する生態学的研究の充実を図る必要があります。</p> <p>希少種を含む地域固有の生物多様性の評価及び維持機構の解明、種の絶滅要因や遺伝的多様性の解明、個体群動態の予測、並びに移入種の侵入等を含む様々なインパクトによる影響評価及び多様性減少機構の解明に関する生態学的研究の充実を図る必要があります。</p> <p>保全生態学の視点から生態系の順応的管理や生態系再生を進めるための野外における実験的・実証的研究の充実を図る必要があります。</p>	<p>(主な研究事例)</p> <p>国立環境研究所が中心となり、世界分類学イニシアティブ(GTI)の取組を通じて、世界に先駆けてGTIパイロットプロジェクトをアジア地域で展開し、細菌・古細菌のデータベースをはじめとする分類学情報をウェブサイトにて公開しています。</p> <p>地球環境研究総合推進費において、「アジアオセアニア地域における生物多様性の減少解決のための世界分類学イニシアティブに関する研究」(平成14-16年度)、「野生生物の生息適地からみた生物多様性の評価手法に関する研究」(平成15-17年度)、「侵入生物による生物多様性影響機構に関する研究」(平成13-15年度)等を実施しています。</p> <p>また、文部科学省の「研究拠点形成費補助金」により、平成15年度から「生物多様性・生態系再生研究拠点」プロジェクトが実施されています。</p>	<p>総合科学技術会議における生物・生態系研究開発調査検討ワーキンググループの報告も踏まえ、今後、生態学や分類学を中心とした基礎的・応用的研究の一層の推進が重要です。</p>

(2) 自然環境保全基礎調査の質的転換

基礎調査の質的な転換の方向性として、国家戦略で示された、個別生態系の経時的な変化の把握を目的に実施する重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)を開始するとともに、これまでの調査でデータの得られていない浅海域の干潟や藻場や、広く国土を把握するためにベースとなる、植生図の5万分の1から2万5千分の1への更新を進めています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
戦略的な保全施策の推進に資するデータを継続的に収集するため、地域の専門家やNPO等のネットワークを活用したデータ収集の仕組みを構築し、全国1,000ヶ所程度の定点(モニタリングサイト)を国が設定して、動植物や生息・生育環境の長期的なモニタリングを展開すること(モニタリングサイト1000)の取組を検討します。	平成15年度より全国1000カ所程度のモニタリングサイトを設定し、継続的な調査を実施する重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)について、事前調査を開始しました。	平成19年度までに全国1000カ所程度のモニタリングサイトを順次設定し、継続的なデータの収集に努めることが重要です。
開発や汚染の影響を受けやすい浅海域を中心に、海域における生物、生態系情報の整備に本格的に取り組むこと(浅海域生態系調査)を検討します。	平成14年度より自然環境保全基礎調査の浅海域生態系調査として、全国の干潟及び藻場の調査を実施しています。(再掲)	環境省が選定した重要湿地500のうち干潟145箇所、藻場129箇所を対象に引き続き全国調査を実施します。
生態系の量的把握を充実するため、全国的な植生現存量・生産量の把握や、主要な野生動物に関する徹底的な調査に向けた手法検討・開発に取り組むことを検討します。	平成15年度より開始した重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)では、生態系の量的把握を充実するよう検討しています。また、大型哺乳類の行動を把握するため、GPSや簡易観測カメラを活用した情報収集システムの技術開発に取り組んでいます。	全国1000カ所程度のモニタリングサイトにおいて、生態系の量的なデータの収集に努めるとともに、GPSや簡易観測カメラを活用した情報収集システムの技術開発を進めることが重要です。
植生、動物分布、海岸など、個別調査項目を重ね合わせて分析するなどして、国土における自然環境の総合的把握を進めることを検討します。	平成15年度には、環境省、国土交通省、農林水産省等が実施している自然環境調査のデータ整備の進展を踏まえ、国土の自然環境の総合的把握のため、モデル地区での試験的なデータの集積を始めました。	自然環境保全基礎調査等での個別の調査項目を継続的に実施するとともに、それぞれのデータ間の解析を実施することが重要です。
基盤的データとして、国土の自然の基本図である植生図について引き続き維持・更新を進めるとともに、地理情報システム(GIS)を活用して、各地域の動植物相等の関連データの統合的把握が可能となるよう、情報整備・処理システムの改良を進めます。	平成15年度より植生図を中心として、個別調査項目を重ね合わせ解析するモデル調査を開始しました。	重ね合わせ解析のベースデータとなる1/25000植生図の作成を進めるとともに、自然環境の総合的把握の解析手法を開発します。
野生生物目録や分布・生態データの蓄積、生物種や遺伝子の多様性の時間的・空間的記録である標本資料の収集・保管及び情報整備等を着実に進めることが重要です。	自然環境保全基礎調査のデータをもとに野生生物の目録作成を進めるとともに、こうした調査で得られた標本資料の充実に努めました。	自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000の継続的な調査実施に伴い、標本資料の収集保管、情報の整備を実施します。

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
モニタリングサイト1000のサイト設定数	H14.3	0サイト	H16.3	120サイト(事前調査中)	120
植生図の更新状況	H14.3	0%	H16.3	27%	27%

(3)情報の共有と公開

・環境省、国土交通省、農林水産省が実施している自然環境調査のデータ整備の進展を踏まえ、相互の情報交換を進めるための連絡体制の構築を図り、モデル地区での試験的なデータの集積に取り組んでいます。
 ・平成16年度より生物多様性に関する情報交換の仕組み(クリアリングハウスメカニズム(CHM))をインターネットを通じて公開しています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
基礎調査に加えて、国土交通省の河川水辺の国勢調査や農林水産省の森林資源モニタリング調査を始めとする国、地方、NPO等の各セクターにおけるデータ整備の進展を踏まえ、相互の情報交換等を進める連絡組織等の構築を図ります。	平成15年度には、環境省、国土交通省、農林水産省が実施している自然環境調査のデータ整備の進展を踏まえ、相互の情報交換を進めるための連絡体制の構築を図り、モデル地区での試験的なデータの集積を始めました。(再掲)	自然環境調査を実施している省庁間でデータ整備の進展状況をふまえつつ、情報交換を進めていきます。
あらゆる主体が様々なデータに容易にアクセスし、かつ情報の質を見極めながら利用できるよう、情報共有データベースの構築やメタデータの作成・公開を進め、情報交換の仕組み(クリアリングハウスメカニズム)を整備するなど、生物多様性に関する情報システムの充実を図ります。	平成16年4月より生物多様性に関する情報交換の仕組み(クリアリングハウスメカニズム(CHM))専用のサイトを開設し、メタデータの収集に努めるとともに、インターネットを通じて公開しています。 また、関連機関に対しメタデータ作成の協力依頼を行いました。	生物多様性クリアリングハウスメカニズム(CHM)の活用促進を図っていくため、関連機関に対してメタデータの登録を積極的に働きかけています。
希少種の分布情報等で、公開することにより乱獲その他生息・生育地の攪乱を誘発するおそれのあるものについては、保全上の観点から慎重な配慮を加えつつ公開方法等について検討します。	国内希少野生動植物種や希少な野生生物に関する生息・生育地の情報については原則として、公開しないこととしました。	なし
大学や全国規模の研究機関、地方自治体の調査研究機関や自然史系博物館等の設置や充実を支援するとともに、これら機関に属する専門家等の交流やネットワークの強化を図ります。	自然環境の調査を実施している国、地方公共団体、民間団体との自然環境情報の情報交換や交流を行うネットワークとして自然環境研究機関連絡会議を開催しました。 国立科学博物館では、科学系博物館のナショナルセンターとして、自然科学系博物館等と連携し、地域の博物館における教育活用法等の指導を行っています。	今後とも自然環境研究機関連絡会議への、幅広い機関に対して参加を呼びかけていきます。 国立科学博物館では、科学系博物館のナショナルセンターとして引き続き地域に応じた教育活動の開発・実施を図り支援を行っていきます。
海外も含めた研究機関、行政機関、NGO、専門家及び市民の広範なネットワーク形成を図りつつ、生物多様性保全に向けた調査研究及び自然環境データの整備や情報共有を進める中心的拠点として、生物多様性センター、各地の野生生物保護センター等の組織・機能の充実に努めます。	生物多様性センターにおいて、新しく生態系監視科長をおき、組織の充実に努めました。	引き続き、生物多様性センター、各地の野生生物保護センター等の組織・機能の充実に努めることが重要です。

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
CHMメタデータ数	H14.3	0件	H16.3	79件	79件

7. 効果的な保全手法等

(1) 効果的保全のための様々な手法の活用、環境アセスメントの充実

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が平成15年10月から施行されました。この法律は、環境教育を推進し、環境の保全についての国民一人一人の意欲を高めていくことなどを目的としています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
絶滅のおそれのある種や重要地域等のリスト化	絶滅のおそれのある種を選定したレッドリストの見直し作業を進めました。	レッドリストの見直しについては、引き続き作業を進める必要があります。
保全・配慮指針や基準の策定 生態的・工学的配慮技術や手法の確立	「農林水産環境施策の基本方針」に基づき、平成16年度より「環境保全を重視する農業のための指針の策定」に向けて検討を行っています。 環境の保全・再生・創造を国土交通行政の本来的使命として明確に位置付け、あらゆる局面で環境負荷の低減に努める「国土交通行政のグリーン化」を進めるため、その環境政策を総点検し、「国土交通省環境行動計画」を平成16年6月に策定・公表したところです。(再掲)	保全・配慮指針や基準の策定、及び生態的・工学的配慮技術や手法の確立が必要な分野において、検討を進めるとともに、策定した基準等の普及を図ることが重要です。
助成や税制措置などの経済的な奨励措置	特定鳥獣保護管理計画の策定等について補助を行うとともに、鳥獣保護管理の担い手確保の観点等から狩猟税制の見直しを行いました。	経済的措置については、今後も必要に応じ措置を行う必要があります。
自発的取組の促進 住民参加による計画策定手続・合意形成システム、などの実効性の確保	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」においては自発的取組の促進、また「自然再生推進法」においては、自発的取組の推進や住民参加の仕組みが示されています。	自発的取組の推進や住民参加等については、実績を積み重ね、人材育成や体制の整備等に努めることが必要です。
開発事業に効果的な環境配慮を組み込むための重要な制度である環境アセスメントを効果的に活用していくことも必要です。	環境影響評価法に基づき手続を完了したものは70件あり、うち手続当初から同法に基づき手続を開始したものは25件となっています。	環境影響評価法などに基づく環境影響評価を適切に実施することにより、環境保全への適切な配慮の確保を図ることが必要です。
「環境影響評価法」に基づき、環境影響評価項目等の選定指針、環境保全措置指針等を定めた基本的事項(平成9年決定)について、最新の科学的知見や環境アセスメントの実施状況を踏まえて点検を行い、制度の充実を図っていきます。	技術検討の成果及び環境影響評価の実施状況を踏まえ、学識経験者からなる委員会(環境影響評価の基本的事項に関する技術検討委員会)を設置し、基本的事項の点検に着手しました。	今後、技術検討委員会の場を通じて点検を行うとともに、技術検討委員会からの報告を踏まえ、必要に応じて基本的事項の見直しを行っていくこととしています。
上位計画や政策における環境配慮のあり方について、現状での課題を整理した上で、内容、手法などの具体的な検討を行うとともに、国や地方公共団体における取組の実例を積み重ね、その有効性、実効性を検証し、その結果を踏まえて、環境配慮のあり方に関するガイドラインの作成を図ります。	環境省においては、基本的考え方や留意点をとりまとめ、さらに廃棄物分野を例とした戦略的環境アセスメント試行ガイドラインを策定しました。また、戦略的環境アセスメントが東京都や埼玉県で制度化されるとともに、埼玉県における地下鉄延伸計画等いくつかの上位計画に対しては環境影響評価が実際に実施されました。さらに、道路、河川、空港、港湾等について、計画プロセスにおける情報公開や住民参加のガイドライン等が示されるなど、関連する取組も進められました。	上位計画や政策における環境配慮のあり方については、地方公共団体とも情報交換しつつ、事例を積み重ねるとともに、必要に応じて制度化の検討を進める必要があります。

(2) 国際的取組

平成16年2月に開催された第7回生物多様性条約締約国会議(COP7)は2002年のWSSDの後、初めて開催された締約国会議であり、COP6やWSSDにて採択された「2010年までに生物多様性の損失速度を減少させること(2010年目標)」に向けて、保護地域や技術移転などについて、より具体的な方策が合意されました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>国際的な連携や枠組みづくりの分野については、「生物多様性条約」、「ラムサール条約」、「ワシントン条約」等の関連諸条約の効果的な実施や国際サンゴ礁イニシアティブ、アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略、森林の保全・持続的利用などに関する国際的な取組の推進に積極的に貢献し、国際社会の中でリーダーシップを発揮していきます。</p>	<p>各条約の締約国会議等、関連会合への積極的な参加を通じて、その推進に貢献しています。 ワシントン条約に関しては、国内譲渡規制が適切に行えるように種の保存法を一部改正しました。ロシア、オーストラリア、中国及び韓国との間で二国間渡り鳥等保護条約等に基づく会議を実施し、渡り鳥の保護に関する情報交換を行いました。</p>	<p>今後ともひきつづき積極的に条約の実施に貢献します。 ワシントン条約、ラムサール条約、あるいは二国間条約に基づく国際的取組を一層進める必要があります。特に、ラムサール条約については、2005年までに我が国のラムサール条約湿地数を22カ所以上に増加させる方針であり、取組を進める必要があります。</p>
<p>「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書(仮称)」を効果的に実施するために必要な措置の検討に積極的に参画するとともに、早期の締結を目指し、政府一体となって締結に必要な国内担保措置を構築します。</p>	<p>国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(以下「カルタヘナ法」という。)を制定し、平成15年11月にカルタヘナ議定書を締結しました。カルタヘナ議定書は平成16年2月19日に我が国について効力を生じ、カルタヘナ法も同日から施行されました。</p>	<p>カルタヘナ法に基づき、遺伝子組換え生物を環境中で使用する場合の生物多様性への影響の評価の的確な実施等、法的的確な運用が必要で。</p>
<p>国際生物多様性科学研究計画(DIVERSITAS)や地球規模生物多様性情報機構(GBIF)など、国際的な研究・情報整備プログラムに参加・貢献することも重要です。</p>	<p>GBIFについて、平成15年10月に我が国でGBIF理事会を開催するとともに、生物多様性情報の国内普及活動として、科学技術振興調整費による「生物多様性情報学基盤の先導的構築」(独立行政法人国立環境研究所)の研究と連携し、世界分類学イニシアティブ(GTI)、国内学会等の各種機関による科学イベント(ワークショップ等)を併せて開催しました。</p>	<p>生物多様性情報に関する取組が数多く存在することから、効率的な作業の実施に資するよう、それら間での作業の協調を図ることが重要です。 GBIFについて、今後とも着実に国内の標本データベースの構築を推進するとともに、GBIFの設置に関する覚え書きで定められている、国内データベース拠点の設置と運用について本格的な検討を行う必要があります。</p>
<p>世界規模での地球生態系診断(ミレニアムエコシステムアセスメント)に対応したモニタリング手法や評価モデルの開発・提供、モニタリングデータの提供などを通じて、アジア地域を中心に、この事業に協力し、こうした取組に際して、政府間だけでなく研究者やNGO、民間企業等とのパートナーシップの下に取組を進めていくこと、研究者や民間が主体となった協力・交流についても積極的に支援していきます。</p>	<p>環境省が主要な資金を拠出し、各国研究機関の参画のもと実施している太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト(APEIS)では、アジア太平洋地域の環境劣化等を把握する総合環境モニタリングシステムの開発や、環境との調和を目指した発展戦略を評価するシミュレーションシステムの提供を行っています。APEISで得られる成果を地球生態系診断に提供、またプロジェクトやワークショップを共同実施するなどの協力を行っています。平成15年は、アジア太平洋地域における流域生態系の持続可能な環境管理に関するワークショップを開催しました。</p>	<p>平成17年2月に策定される地球生態系診断のグローバル評価報告書への貢献を行うとともに、同報告を踏まえた取り組みを進めます。</p>
<p>国際協力銀行や国際協力事業団が支援する事業について、生物多様性の視点も含めた環境配慮を徹底していきます。</p>	<p>国際協力銀行において平成15年10月から新環境ガイドラインを施行し、国際協力機構においては、平成16年4月に改定後のJICA環境社会配慮ガイドラインを施行しました。</p>	<p>今後、これらのガイドラインに基づき、生物多様性の視点も含めた環境配慮を徹底していく事が重要です。</p>

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>戦略的環境アセスメントの考え方に基づいて上位計画段階から様々な代替案の検討を進め、また環境面、経済・社会面から総合的に評価することなどにより、開発途上地域における開発計画自体が、開発と環境保全の両立を図る持続可能な内容となるような支援に努めます。</p>	<p>未着手</p>	<p>×</p>
<p>自然環境データの整備 開発途上地域において自然環境保全の基礎となる植生図等の作成手法を技術移転するなど今後の協力として注目すべきです。 世界分類学イニシアティブ(GTI)、クリアリングハウスメカニズム(CHM)や地球規模生物多様性情報機構(GBIF)などのアジア地域での推進にも寄与するため、これら地域の生物多様性や生態系に関する基礎的情報の整備に協力する必要があります。</p>	<p>世界分類学イニシアティブ(GTI)については、地球環境研究総合推進費により、国立環境研究所が中心となつて、ワークショップの開催や人材育成等のプロジェクトを通じて、GBIF等の関連機関との協調を視野に入れた上で、国内及びアジア地域を中心に、その活動を推進しています。</p>	<p>生物多様性情報に関しては、GTIやGBIF等、様々な取り組みがあるので、効率的な実施に資するよう、それらの間での協調を国内外で推進します。</p>
<p>生物種・生態系の保全 渡り鳥・湿地保全：アジア地域の渡り鳥モニタリングネットワーク構築や、渡り鳥だけでなく多様な生物の生息・生育環境として重要な観点から干潟・藻場・サンゴ礁等の浅海域、マングローブ林を含む様々なタイプの湿地の保全、再生、ネットワーク化のための協力を強化するなど、この分野の協力を進めることが重要です。</p>	<p>鳥を指標としたアジア地域における重要な自然環境リストの作成支援を行いました。 平成16年には、沖縄において、日本サンゴ礁学会等と協力して第10回国際サンゴ礁シンポジウムを開催し、参加者一同はサンゴ礁の保全と再生に向けた「沖縄宣言」を採択しました。また、シンポジウムに引き続き開催された国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の総会において、わが国が次期事務局を引き受けることが決定されました。(再掲)</p>	<p>アジア地域で保護すべき絶滅のおそれのある鳥類にとって重要な生息地を保全するため、アジア地域における鳥類のモニタリングのための国際的なネットワークの構築を行う必要があります。 ICRIについては、2005年7月からの2年間で、我が国がパラオと共同で事務局を引き受けることが決定されたところであり、今後、一層積極的なリーダーシップを発揮することが重要です。</p>
<p>希少種保護：アジア地域の中で絶滅危惧種が集中し、生物多様性が脅かされている地域(ホットスポット)の保全への協力を進めることが重要です。</p>	<p>重要生態系保全基金(CEPF)を通じて、ホットスポットの保全に関する市民団体等への支援を実施しています。アジア地域には複数のホットスポットがあり、それらについては支援の実施もしくは援助方針書の準備がされています。</p>	<p>援助方針書に即しての支援と国内でのCEPFの認知に努めることが必要です。</p>
<p>国立公園：途上国において、日本の長年にわたる自然公園制度の経験と技術を活かした協力を展開するとともに、国際レベルから地域レベル、それぞれの国のレベルまで、様々な空間レベルにおける生態的ネットワークを、アジア地域等において形成していくことが大切です。</p>	<p>国際協力機構(JICA)によるカウンターパート研修等において日本の自然公園制度に関する講義を行っています。生態的ネットワークについては、第7回生物多様性条約締約国会議にて関連する議論に積極的に参加したほか、NGOと協調して、アジア地域を中心にその形成に向け取り組んでいます。</p>	<p>生態系ネットワークの形成に向けた具体的な取組を推進することが重要です。</p>
<p>生物資源の持続可能な利用 熱帯林を始めとした森林の持続可能な経営：国連を始めとした国際的な取組に積極的に貢献することと併せ、開発途上国における持続可能な森林経営の推進を支援し、貴重な遺伝資源を保全するための協力が必要とされています。</p>	<p>JICAでは、ブラジルでの「東北部半乾燥地における荒廃地域の再植生技術開発計画」やオマーンにおける「マングローブ林再生・保全・管理計画調査」、集団研修として「森林保護地域等の管理・経営」などを実施しています。</p>	<p>国際熱帯木材機関(ITTO)を通じた支援など、今後も途上国への協力を推進することが重要です。</p>

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>地域住民への環境教育及び生活福祉向上 社会林業：地域住民の環境意識の向上、生活福祉の安定と向上を目的とし、住民の社会的取組を促すことに主眼を置いた協力を進めていくことが重要です。</p>	<p>メキシコにおける開発福祉支援事業「シエラゴルダ生物保護区半乾燥地帯における環境教育及びコミュニティ開発」や、集団研修として「熱帯・亜熱帯地域におけるエコツーリズム人材育成研修」などを実施しています。</p>	<p>生物多様性の保全と持続可能な利用に関する開発途上国に対する支援において、地域住民の環境意識の向上や生活福祉の安定と向上を図ることが重要です。</p>